

保護者の皆さんへ

枚方市学校園安全共済会 災害共済給付制度について

枚方市学校園安全共済会は、会員である保護者からの会費で運営される受益者負担の互助共済組織です。枚方市立の小中学校及び幼稚園の管理下で、会員に属する園児・児童・生徒が災害（負傷等）を被った場合に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度で補償されない事案への対処を含む、必要な給付を行い、学校教育活動の円滑を図ることを目的としています。

『学校園管理下』の範囲は、授業（保育）時間・休憩時間・登下校園中に加えて、クラブ活動及び遠足・修学旅行などの特別活動中も含まれます。

学校園管理下の災害であることが大前提ですので、給付金申請はすべて学校園を通して行っていただきます。『学校園でケガをしたりメガネが壊れたりした場合には必ず先生に言うように』と、お子さんにも日頃からお伝えください。先生が状況を確認していることが不可欠です。

保護者負担の年会費は、【小学生・中学生250円 幼稚園児100円】です。

**給付金の申請に必要な書類や給付条件については裏面をご覧ください
審査により不支給となる可能性があることをご了承ください**

【メガネの破損について】

- ※ 支給されるのは、授業を受けるのに支障がある破損と認められる場合です。
（軽微な破損の場合は不支給となることがあります）
- ※ 破損した箇所の修理が原則です。修理ができない場合にのみ交換や買換えの申請が可能です。
申請の際には、交換・買換えに至った理由をご説明ください。
- ※ 本人単独での過失によってメガネが破損した場合は、支給されません。
【支給例】 友達とぶつかってフレームが折れた
【支給例】 友達が投げたボールが当たってメガネが落ちて壊れた
【不支給例】 自分で転んでメガネのフレーム・レンズ共に破損した
- ※ メガネを身につけた状態での破損を補償するのが原則です。
【支給例】 友達とぶつかって落としたメガネに気づかず、他の友達が踏んでしまった
【不支給例】 メガネを外して机に置いていた。気づいたら壊れていた。
- ※ 申請の際はメガネの破損状況がはっきり分かる写真を添付していただきます。
写真はご家庭で撮っていただいても構いませんが、学校の先生の状況確認は必要です。

【特別初診料等について】

- ※ 200床以上の病院での初診にかかる選定療養費については支給対象外です。

【タクシーでの医療機関への搬送について】

- ※ 災害の当日、災害発生場所から最寄りの医療機関への往復搬送が原則です。
- ※ 保護者の都合で搬送する医療機関を指定される場合は保護者負担となります。

**給付金請求の手続き詳細については学校にお尋ねください
すべての申請期限は、災害発生日より2年です。**

災害共済給付金一覧

給付金の種類	給付の条件等	給付金額	ご用意いただく書類	
補 填 料	室料差額	実費 【一日当たり上限5,000円 ×日数】	【領収証】 (室料差額と入院日数が 分かるもの) 【口座振替依頼書】	
	総医療費 5,000円未満	公費負担医療制度の 利用あり 【自己負担額 +総医療費の1割】 公費負担医療制度の 利用なし 【総医療費の4割】	【医療等の状況】 (原本) 【口座振替依頼書】	
	公費負担医療制度無しで申請して給付金を受けた場合、後日に公費負担申請することはできません。二重給付が判明した場合は返金していただきます。			
	メガネ ・ コンタクトレンズ	メガネをかけた状態で破損した場合 (ただし、本人の過失及び第三者の 故意による破損は対象外) 教諭による破損状況の確認が必要	実費 上限は10,000円	【眼鏡専門店の領収証】 (修理・交換・購入の但書のあるもの・コピー不可) 【破損時の写真】 【口座振替依頼書】
	治療用装具	身につけた状態で破損した場合 (ただし、本人の過失及び第三者の 故意による破損は対象外) 教諭による破損状況の確認が必要	実費 上限は15,000円	【領収証】 【治療用装具であることを 証明する書類】 【口座振替依頼書】
	特別初診料等	必要に応じて給付する ただし選定療養費は保護者負担		【領収証】 【口座振替依頼書】
	歯冠補綴	医療機関が必要と認め、 日本スポーツ振興センターの 支給対象とならない 保険外治療による歯冠補綴費用 (中切歯から犬歯までの 上下12本の範囲内で2本以下)	実費 1本につき一度だけ給付 上限は50,000円/本	【領収証】 (保険外治療の記載) 【医療等の状況】 (詳細は要問合せ) 【口座振替依頼書】
災害から歯冠補綴まで時間がかかることがあります。申請には受傷当初の書類のコピーの提出や、定期的な受診の証明が必要となりますので、詳細は学校園の先生にお問い合わせください。 インプラントは対象外です。				
移送料 (タクシー代金)	日本スポーツ振興センターの適用範囲の場合で、 事故の当日のみ、首から上のケガや歩けない等で 学校園長が緊急性を認めた場合にのみ、 事故発生場所から最寄り医療機関までの往復に限る (事案によっては給付対象外となることがあります)			
医療貸付金	相当高額の医療費を 必要とする場合等	理事会または審査委員会の 審査による	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	
障害見舞金	障害等級は日本スポーツ振興 センターの決定による	別途本会の定める金額	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	
死亡弔慰金	事故・病気・交通事故による死亡	100,000円 (登下校時は半額)	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	

領収証の宛名はすべて園児児童生徒本人です
口座振替依頼書の口座名義人には、必ずふりがなをお願いします。